

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 5 4 号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年大和市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 次に掲げる市立病院の職員の区分に応じ、それぞれ次に定める救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の業務の処理等のための当直勤務

ア 医師 診療業務

イ 薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師 医療技術業務

ウ 看護師及び助産師 看護業務

エ 事務職員 庶務、会計等の業務

第 2 5 条第 2 項中「育児休業」の次に「、育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に規定する部分休業」を加える。

第 2 8 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 2 8 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 介護時間は 2 時間を超えない範囲内の時間とし、育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については 1 日につき 2 時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第 3 8 条を第 3 9 条とし、第 3 2 条から第 3 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 1 条の次に次の 1 条を加える。

(育児期両立支援制度等の意向確認等)

第 3 2 条 条例第 1 5 条の 3 第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

別表第5中「第36条」を「第37条」に改める。

(大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年大和市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

第19条中「あり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日が」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。